

2020年11月27日

東京都中央区築地五丁目6番4号
株式会社三井E&Sホールディングス
代表取締役 岡 良



吸収分割に関する事前開示事項

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める書面)

株式会社三井E&Sホールディングス(以下「当社」又は「吸収分割承継株式会社」といいます。)は、2020年11月26日に、株式会社三井E&Sエンジニアリング(以下「吸収分割株式会社」といいます。)との間で吸収分割契約を締結し、2021年2月1日を効力発生日として、吸収分割株式会社がそのエンジニアリング事業(以下「本事業」といいます。)に関して吸収分割株式会社が有するDASH Engineering Philippines, Inc. (以下「DASH社」といいます。)株式を当社に承継させる吸収分割(以下「本件分割」といいます。)を行うことを決定いたしました。

本件分割に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事前開示書面は、以下のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容(会社法第794条第1項)

別紙1「吸収分割契約書」のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第192条第1号)

本件分割に際して、当社は吸収分割株式会社に対し当社の株式その他の金銭等の交付をいたしません。本件分割は、完全子会社から完全親会社に対する吸収分割であることから、当該対価の定めがないことは相当であると判断しております。

3. 吸収分割株式会社についての事項(会社法施行規則第192条第4号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

4. 吸収分割承継株式会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第192条第6号）

該当事項はございません。

5. 吸収分割の効力発生日以後における吸収分割承継株式会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第192条第7号）

当社の2020年3月31日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ342,330百万円及び325,643百万円です。また、本件分割により当社が吸収分割株式会社から承継する予定の資産及び負債の2020年3月31日現在における帳簿価額は、それぞれ133百万円及び0円です。

また、本件分割の効力発生日までに予想される当社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割後に見込まれる当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。

以上の点、並びに当社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、当社が負担する債務については、本件分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

吸収分割契約書

株式会社三井 E&S エンジニアリング（以下「甲」という。）及び株式会社三井 E&S ホールディングス（以下「乙」という。）は、エンジニアリング事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する DASH Engineering Philippines, Inc.（以下「DASH 社」という）株式を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本件分割）

本契約に定めるところに従い、甲は、吸収分割の方法により、甲が本件事業に関して有する DASH 社株式を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲

商号：株式会社三井 E&S エンジニアリング

住所：東京都中央区築地五丁目6番4号

(2) 乙

商号：株式会社三井 E&S ホールディングス

住所：東京都中央区築地五丁目6番4号

第3条（承継する権利義務に関する事項）

1. 乙が、本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、下記に記載のとおりとする。

DASH 社株式：100,000,000 株

2. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重疊的債務引受の方法によるものとする。

第4条（本件分割の対価）

本件分割については、無対価とする。

第5条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、2021年2月1日とする。但し、本件分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（取締役会の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ取締役会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項につき取締役会の決議による承認を求める。なお、会社法第796条第2項における乙の純資産額の算定基準日は、2020年12月31日とする。

第7条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条に定める甲又は乙の取締役会における本契約の承認が得られなかった場合には、その効力を失う。

第8条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2020年11月26日

（甲） 東京都中央区築地五丁目6番4号
株式会社三井E&Sエンジニアリング
代表取締役社長 得丸 茂

（乙） 東京都中央区築地五丁目6番4号
株式会社三井E&Sホールディングス
代表取締役社長 岡 良一

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

株式会社三井E&Sエンジニアリング

代表取締役社長 得丸 茂

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
資 産 の 部	37,379	負 債 の 部	166,158
流動資産	29,048	流動負債	165,611
現金及び預金	5,200	支払手形	531
親会社預け	4,550	買掛金	1,568
売掛金	7,072	短期借入金	49,000
仕掛品	71	未払費用	1,084
前払金	743	未払法人税等	4
短期貸付	339	前受金	29,245
未収入金	4,541	賞与引当金	80
仮払の金	6,615	保証工事引当金	88
そ倒引当	94	受注工事損失引当	82,098
	△ 181	その他	1,909
固定資産	8,330	固定負債	547
投資その他の資産	8,330	関係会社事業損失引当	530
投資有価証券	499	その他	16
関係会社株	2,118		
関係会社長期貸付	1,377		
前払年金	872		
繰延税	3,378		
その他の	85		
倒引当	△ 1		
		純 資 産 の 部	△ 128,779
		株主資本	△ 126,681
		資本金	100
		資本剰余金	13,827
		資本準備金	510
		その他資本剰余金	13,317
		利益剰余金	△ 140,609
		その他利益剰余金	△ 140,609
		繰越利益剰余金	△ 140,609
		評価・換算差額等	△ 2,098
		その他有価証券評価差額金	△ 0
		繰延ヘッジ損益	△ 2,098
資 産 合 計	37,379	負債及び純資産合計	37,379

損益計算書

[2019年4月1日から
2020年3月31日まで]

株式会社三井E&Sエンジニアリング

科 目	金 額	
		百万円
売上高		25,190
売上原価		97,096
売上総損失		71,906
販売費及び一般管理費		2,262
営業損失		74,168
営業外収益		
受取利息	87	
受取配当金	3,178	
貸倒引当金戻入額	59	
その他	8	3,334
営業外費用		
支払利息	342	
為替差損	265	
その他	10	618
経常損失		71,451
特別利益		
固定資産処分益	41	
事業譲渡益	921	
関係会社株式売却益	4,599	5,562
特別損失		
減損損失	3	
関係会社事業損失引当金繰入額	36	
関係会社株式売却損	310	
退職給付制度一部終了損	265	616
税引前当期純損失		66,506
法人税、住民税及び事業税	△ 3,463	
法人税等調整額	△ 2,610	△ 6,074
当期純損失		60,431

個別注記表

株式会社三井E&Sエンジニアリング

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法で評価しております。
 - ② その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法で評価しております。
 - (2) デリバティブ
時価法によっております。
 - (3) たな卸資産
 - ① 仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）で評価しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法で償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とした定額法によっております。
残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外ものは零としております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 保証工事引当金
保証工事費の支出に備えるため、主として過去2年間の平均保証工事費発生率により当事業年度の完成工事高を基準として計上しております。
 - (4) 受注工事損失引当金
受注工事等の損失に備えるため、未引渡工事等のうち当事業年度末に損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、翌事業年度以降の損失見積額を計上しております。
 - (5) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
数理計算上の差異は10年による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
過去勤務債務は発生時に一括処理しております。
なお、当事業年度末では、退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を年金資産が超過する状態のため、当該超過額は前払年金費用に計上しております。
 - (6) 関係会社事業損失引当金
関係会社に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態並びに将来の回復見込み等を個別に勘案し、必要額を見積計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。なお、為替予約及び通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップについては、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
通貨スワップ	外貨建金銭債権債務
金利スワップ	借入金に係る利息
金利通貨スワップ	外貨建借入金及び利息

③ ヘッジ方針

当社の内部規程である「財務取引に関するリスク管理規程」及び「ヘッジ取引要領」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較し、ヘッジの有効性評価を実施しております。
なお、特例処理によっている金利スワップ及び一体処理によっている金利通貨スワップについては、ヘッジの有効性評価を省略しております。

⑤ リスク管理方針

金融資産・負債の固定／流動ギャップから生じる金利リスク及び外貨建ての金銭債権債務等から生じる為替リスクについては、ヘッジ取引によりリスクの低減を行い、そのリスク量を適正な水準に調整しております。

(2) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

関係会社株式	638 百万円
長期貸付金	1,077 百万円
計	1,715 百万円

上記資産は、関係会社の長期借入金2,884百万円及び関係会社の為替決済、スワップ取引等を担保するために、債務者と株主と金融機関の間で締結した株式根質権設定契約及び劣後債権根質権設定契約に基づくものです。

2. 有形固定資産の減価償却累計額	87 百万円
3. 保証債務	
下記の会社の金融機関等からの借入及び契約履行等に対し、債務保証を行っております。	
三井化学㈱	1,089 百万円
市原バイオマス発電㈱	880 百万円
西胆振環境㈱	63 百万円
計	2,033 百万円
4. 関係会社に対する金銭債権	
親会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	8,728 百万円
子会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	5 百万円
長期金銭債権	300 百万円
関連会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	1,046 百万円
長期金銭債権	1,077 百万円
5. 関係会社に対する金銭債務	
親会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	49,165 百万円
子会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	10 百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との営業取引高	
親会社との取引高	
売上高	69 百万円
仕入高	1,260 百万円
子会社との取引高	
売上高	228 百万円
仕入高	959 百万円
関連会社との取引高	
売上高	8,175 百万円
2. 関係会社との営業取引以外の取引高	
親会社との取引高	343 百万円
子会社との取引高	4,022 百万円
関連会社との取引高	61 百万円

3. 減損損失

当社は当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	場所
事業用資産	ソフトウェア ソフトウェア仮勘定	千葉県千葉市ほか

- (2) 減損損失の認識に至った経緯
経営環境等の悪化による収益性の低下により、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。
- (3) 減損損失の金額
減損処理額3百万円は、減損損失として特別損失に計上しており、その内訳は、ソフトウェア仮勘定3百万円、ソフトウェア0百万円であります。
- (4) 資産のグルーピングの方法
当社はエンジニアリング事業を単一の事業として行っており、事業用資産については原則として当社全社をキャッシュ・フロー生成単位として識別し、グルーピングを行っております。
- (5) 回収可能性の算定方法
事業用資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産	
受注工事損失引当金	28,159百万円
繰越欠損金	14,358百万円
工事進行基準	2,601百万円
退職給付信託	975百万円
繰延ヘッジ損失	744百万円
退職給付引当金	408百万円
未払原価	297百万円
その他	668百万円
繰延税金資産小計	48,213百万円
評価性引当額	△ 44,540百万円
繰延税金資産合計	3,672百万円
繰延税金負債	
退職給付信託設定益	△ 150百万円
事業譲渡益	△ 56百万円
繰延ヘッジ利益	△ 37百万円
その他	△ 49百万円
繰延税金負債小計	△ 293百万円
繰延税金資産の純額	3,378百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は2020年2月1日付で資本金を100百万円に減資したことにより、法人事業税の外形標準課税が不適用となりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を30.5%から34.3%に変更しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が253百万円減少し、法人税等調整額が249百万円増加し、繰延ヘッジ損益が4百万円減少しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有割合)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社 (上場)	㈱三井E&Sホールディングス	東京都中央区	44,384	純粋持株会社	(被所有)直接 100.0%	3名兼任	連結納税親会社、 資金の預入、 資金借入、 利息の支払、 債務被保証等	連結納税に伴う個別帰属額 (注1)	4,092	未収入金	4,092
								資金の預入 (注2)	-	親会社預け金	4,550
								資金の借入 (注3)	49,000	短期借入金	49,000
								支払利息 (注3)	342	-	-
								債務被保証 (注4)	23,301	-	-

上記金額の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高のうち未収入金には消費税が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 連結納税制度による連結法人税の個別帰属額であります。

(注2) 親会社預け金は、当社と親会社間の「CMS預貸制度 (キャッシュ・マネージメント・システム)」に基づく預け金となっております。なお、預貸制度については参加会社間での資金移動を日次で行っているため、預け金の取引金額は記載しておりません。

(注3) 資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は提供していません。

(注4) 親会社である株式会社三井E&Sホールディングスより、契約履行等に対する保証を受けております。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権の所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	三井E&S環境エンジニアリング㈱	千葉県千葉市	450	環境保全施設建設、改修、保守業務及び運転管理業務	所有直接 100.0%	なし	事業譲渡	事業譲渡 (注1)	1,378	-	-
関連会社	市原バイオマス発電㈱	千葉県市原市	100	バイオマス発電による電力供給	所有直接 22.0%	なし	建設工事請負	発電設備建設	8,153	売掛金	988
							業務請負	資金の貸付 (注2)	1,077	長期貸付金	1,077
							資金貸付	受取利息 (注2)	46	-	-
							債務保証	債務保証 (注3)	880	-	-

上記の取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高のうち売掛金には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 2019年7月1日付で当社の廃棄物処理事業・資源リサイクル事業を三井E&S環境エンジニアリング㈱に譲渡いたしました。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(注3) 債務保証は、契約履行保証等に対して行っております。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 Δ 2,545,045円 55銭
- 1株当たり当期純損失 1,194,301円 99銭

重要な後発事象に関する注記

関係会社株式譲渡

当社の親会社である株式会社三井E&Sホールディングスは2020年4月23日に開催した取締役会において当社の子会社である市原グリーン電力株式会社（以下、「市原グリーン」）及び当社の関連会社である循環資源株式会社（以下、「循環資源」）の株式持分について、株式会社タケエイへ譲渡することを決議いたしました。（当社においては2020年5月13日開催した取締役会にて同様の内容について決議しております。）

(1) 譲渡の理由

当社は、インドネシアの石炭火力発電所土木建築工事における追加損失を受け、純資産が著しく毀損しております。自己資本の回復と資金の確保に向けた施策の拡大と早急な実行が必要であるため、施策の一つとして、市原グリーン及び循環資源の株式持分を譲渡することを決定いたしました。

(2) 異動する関係会社の概要

① 市原グリーン

(1) 名称	市原グリーン電力株式会社
(2) 所在地	千葉県市原市八幡海岸通1番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 加藤 一之
(4) 事業内容	バイオマス発電事業
(5) 資本金	495百万円
(6) 設立年月日	2004年4月5日

② 循環資源

(1) 名称	循環資源株式会社
(2) 所在地	東京都北区王子1丁目6番11号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 和田 敏之
(4) 事業内容	発電燃料貯蔵・販売事業
(5) 資本金	165百万円
(6) 設立年月日	2004年8月26日

(3) 譲渡する株式の数および対価の額

譲渡金額は市原グリーン及び循環資源の合計で約43億円となります。

① 市原グリーン

(1) 異動前の所有株式数	69,498株（議決権所有割合：70.2%）
(2) 譲渡株式数	69,498株（議決権所有割合：70.2%）
(3) 異動後の所有株式数	0株（議決権所有割合：0.0%）

② 循環資源

(1) 異動前の所有株式数	990株（議決権所有割合：30.0%）
(2) 譲渡株式数	990株（議決権所有割合：30.0%）
(3) 異動後の所有株式数	0株（議決権所有割合：0.0%）

(4) 譲渡日程

(1) 契約締結日	2020年4月23日
(2) 株式譲渡実行日	2020年4月30日